



熊本県公報

第13209号
令和5年(2023年)
3月3日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（高戸加入区）……………（団体支援課） 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課） 1
- 救急病院の認定……………（医療政策課） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（障がい者支援課） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（ 〃 ） 2
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（障がい者支援課） 3
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 3
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第2項の規定に基づき熊本県知事が指定する指定地方公共機関の指定……………（危機管理防災課） 3

公 告

- 空気圧技術実習装置一式調達に係る落札者の決定……………（管理調達課） 4
- 土地改良区の定款変更の認可……………（農村計画課） 4
- 令和5年度（2023年度）技能検定（外国人技能実習生対象）の実施……………（労働雇用創生課） 4
- 令和5年度（2023年度）前期技能検定試験の実施……………（ 〃 ） 7
- 県営土地改良事業計画の変更……………（農村計画課） 10
- 農用地利用配分計画の認可……………（農地・担い手支援課） 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 11
- 人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理審議会の委員の選挙期日及び選挙人名簿の縦覧……………（都市計画課） 11
- 公共測量の実施……………（監理課） 11

登 載 依 頼

- 令和4年度（2022年度）第2回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催……………（鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会） 11
- 熊本県公安委員会個人情報保護に関する法律施行規則……………（警察本部広報県民課） 12
- 熊本県公安委員会個人情報管理規則……………（ 〃 ） 13
- 熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を廃止する規程……………（ 〃 ） 14
- 熊本県個人情報保護条例第22条第1項の個人情報を定めた告示を廃止する規程……………（ 〃 ） 15
- 令和4年度（2022年度）第2回熊本県私立学校審議会の開催……………（私立学校審議会） 15

告 示

熊本県告示第145号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、高戸加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第146号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

龍田陳内4丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	熊本市北区	龍田陳内4丁目	2 3 5
2	〃	〃	〃
3	〃	〃	2 1 4 - 3
4	〃	〃	〃
5	〃	〃	2 1 4 - 4
6	〃	〃	2 1 4 - 1

熊本県告示第147号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
東熊本第二病院	菊池郡菊陽町辛川1923-1	令和5年（2023年） 3月12日から 令和8年（2026年） 3月11日まで

熊本県告示第148号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
このはな 玉名市繫根木160番地 2	有限会社はる 玉名郡玉東町西安寺30 2番地1 山本 浩二	共同生活援助	令和5年（2023年）2 月14日

熊本県告示第149号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
グループホームニューライフ 人吉市上漆田町3443 番地1	株式会社ニューライフ 人吉市上漆田町3443 番地1 山本 幸広	共同生活援助	令和5年（2023年）3 月1日

熊本県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）3月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	218号	下益城郡美里町清水字肉伏 無番地先から 下益城郡美里町豊富字肉伏 無番地先まで	55.0	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）3月4日

熊本県告示第151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
桜ファーマーズ2nd 宇城市松橋町松橋84番地5	株式会社HERO'S 熊本市南区城南町下宮地905番地8 鈴木田 大策	就労継続支援A型	令和5年（2023年）3月1日

熊本県告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社MIRAIA	訪問介護事業所 みらい	上益城郡益城町 島田960番地 1	令和5年 (2023年)3月1日	訪問介護

熊本県告示第153号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第2項の規定に基づき熊本県知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとし、令和5年3月3日から施行する。

なお、平成17年3月31日熊本県告示第362号の2（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第2項の規定に基づき熊本県知事が指定する指定地方公共機関の指定）は、廃止する。

令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 天草ガス株式会社
- 2 九州ガス株式会社
- 3 山鹿都市ガス株式会社
- 4 一般社団法人熊本県LPガス協会
- 5 公益社団法人熊本県トラック協会
- 6 天草エアライン株式会社

- 7 くま川鉄道株式会社
- 8 熊本電気鉄道株式会社
- 9 肥薩おれんじ鉄道株式会社
- 10 南阿蘇鉄道株式会社
- 11 一般社団法人熊本県バス協会
- 12 熊本フェリー株式会社
- 13 三和商船株式会社
- 14 株式会社熊本県民テレビ
- 15 株式会社熊本放送
- 16 株式会社テレビ熊本
- 17 熊本朝日放送株式会社
- 18 公益社団法人熊本県医師会
- 19 公益社団法人熊本県看護協会
- 20 一般社団法人熊本県歯科医師会
- 21 公益社団法人熊本県薬剤師会
- 22 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会
- 23 一般社団法人熊本県建設業協会
- 24 熊本国際空港株式会社

公 告

熊本県公告第131号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空気圧技術実習装置一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年（2023年）2月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
アイティープロ株式会社
八代市千反町2-11-3
- 5 落札金額
32,230,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,930,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和4年（2022年）12月23日

熊本県公告第132号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区理事長江頭実から令和5年（2023年）2月7日付けで申請のあった定款の変更については、令和5年（2023年）2月21日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第133号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により令和5年度（2023年度）技能検定（外国人技能実習生対象）を実施するため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により次のとおり公示する。
令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施職種（作業名）
（1）随時に実施する2級
さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、鍛造（プレ

ス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マ
 シニングセンタ(作業)、板金(内外装板金作業)、溶融亜鉛めっき(作業)、機械検査(機械検査作業)、組み立て(電子機器組立作業)、プリント配線(電子機器組立作業)、縫製(縫製作業)、印刷(印刷作業)、成形(射出成形)、ソーセージ・ベーコン製造(ソーセージ・ベーコン製造)、とび(とび)、配管(建築配管)、クリート圧送(クリート圧送)、熱絶縁(建築絶縁)、塗装(建築塗装)、工業包装(工業包装)

(2) 随時に実施する3級

さく井(パーカッション式さく井工事業、ロータリー式さく井工事業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造)、機械加工(普通旋盤加工、数値制御旋盤加工、フライス盤加工)、建築板金(内外装板金)、溶融亜鉛めっき(めっき)、電気めっき(電気めっき)、機械検査(機械検査)、ダイカスト(ダイカスト)、電気機器組立(電気機器組立)、冷凍空気調和機組立(冷凍空気調和機組立)、製品製造(丸編みニット製品製造)、縫製(縫製)、帆布製品製造(帆布製品製造)、プラスチック成形(射出成形)、石材施工(石材施工)、とび(とび)、ソーセージ・ベーコン製造(ソーセージ・ベーコン製造)、とび(とび)、左官(左官)、型枠工(型枠工)、鉄筋工事(鉄筋工事)、配管(配管)、クリート圧送(クリート圧送)、防水(防水)、ボード仕上げ(ボード仕上げ)、サッシ(サッシ)、塗装(建築塗装)、工業包装(工業包装)

(3) 基礎級

さく井(パーカッション式さく井工事業、ロータリー式さく井工事業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造)、鍛造(鍛造)、機械加工(普通旋盤加工、数値制御旋盤加工、フライス盤加工)、建築板金(内外装板金)、溶融亜鉛めっき(めっき)、電気めっき(電気めっき)、機械検査(機械検査)、ダイヤンバダイカスト(ダイヤンバダイカスト)、電気機器組立(電気機器組立)、冷凍空気調和機組立(冷凍空気調和機組立)、製品製造(丸編みニット製品製造)、縫製(縫製)、帆布製品製造(帆布製品製造)、とび(とび)、ソーセージ・ベーコン製造(ソーセージ・ベーコン製造)、とび(とび)、左官(左官)、型枠工(型枠工)、鉄筋工事(鉄筋工事)、配管(配管)、クリート圧送(クリート圧送)、防水(防水)、ボード仕上げ(ボード仕上げ)、サッシ(サッシ)、塗装(建築塗装)、工業包装(工業包装)

事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

2 受検資格

- (1) 随時に実施する2級
基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という。)第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができる。
- (2) 随時に実施する3級
基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定合格したものに限り受けることができる。
- (3) 基礎級
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けることができる。

3 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

4 技能検定試験の手数料及び実施期日等

- (1) 実技試験
ア 実技試験の手数料 18,200円
イ 実技試験の実施期日
令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
ウ 実技試験の実施場所
実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
エ 実技試験問題の公表
問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある)。
- (2) 学科試験
ア 学科試験の手数料 3,100円
イ 学科試験の実施期日
令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
ウ 学科試験の実施場所
実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

5 受検申請の手続

- (1) 提出書類
ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
イ 在留カードの写し
ウ 下位等級の合格証書(一部合格通知)の写し(基礎級受検の場合は必要ない。)
- (2) 提出先
熊本県職業能力開発協会
所在地 〒861-2202
熊本県上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内
電話 096-285-5818
- (3) 受付期限
原則として実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ30日前までとする。
- (4) 受検申請に関する注意等
ア 申請書の用紙は、熊本県職業能力開発協会で作成する。
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

6 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、受検申請を受け付けた後に、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料を返還しない。

- 7 合格発表
 - (1) 合格発表
合格発表は、監理団体への合否通知及び合格証書の発送をもって代える。
 - (2) 一部合格通知
2級及び3級の実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。
 - (3) 技能検定合格証書の交付
技能検定合格者には、熊本県知事名の合格証書を交付する。このほか、2級及び3級の技能検定合格者に対しては、厚生労働省から技能士章が交付される。
- 8 その他
 - (1) 本公示の技能検定は、外国人を対象とした「成果の評価」又は「習得技能等の認定」に活用されるものである。
 - (2) 実技試験における試験会場、試験用材料、使用機械、器工具等については、受入企業等に対しあらかじめ送付する実技試験実施要項に基づき、原則として受入企業等に準備を依頼する。
 - (3) 不明な点は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第134号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により令和5年度（2023年度）前期技能検定を実施するため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により次のとおり公示する。
令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 実施職種（作業）

- (1) 1級及び2級
造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、めっき（溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、ダイカスト（コールドチャンダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業、家具機械加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業）、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（表装作業）、壁装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）
- (2) 単一等級
路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）
- (3) 3級
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、化学分析（化学分析作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行います。

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

- (1) 実技試験
ア 実技試験の手数料
次の（ア）から（エ）までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ（ア）から（エ）までに定める額
（ア）（イ）から（エ）までに掲げる者以外の受検者 1職種につき18,200円

- (イ) 実技試験の2級又は3級を受けようとする者であつて、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において25歳未満であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である受検者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者及び（エ）に掲げる者を除く。）1職種につき9,200円
- (ウ) 実技試験の3級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を受けている者、3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校、中等教育学校（同法第66条の後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項の高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校若しくは同法第134条第1項の各種学校に在学する者）をいう。（エ）において同じ。）である受検者（（エ）に掲げる者を除く。）1職種につき12,100円
- (エ) 実技試験の3級を受けようとする在校生であつて、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳未満であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である受検者（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）1職種につき3,100円

イ 実施期日

実技試験は、令和5年（2023年）6月6日（火）から令和5年（2023年）9月10日（日）までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、令和5年（2023年）5月30日（火）以降に熊本県職業能力開発協会から公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 1職種につき3,100円

イ 実施期日

等級	検定職種（作業）	実施年月日
3級	園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、化学分析（化学分析作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）	令和5年（2023年）7月9日（日）
1級及び2級	造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）	令和5年（2023年）8月20日（日）
3級	金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）	
1級及び2級	機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、めっき（溶融亜鉛めっき	令和5年（2023年）8月27日（日）

	作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業、家具機械加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業)	
1級及び2級	非接触除去加工(数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(表具作業、壁装作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)	令和5年(2023年)9月3日(日)
単一等級	路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール作	

※ 学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 本人確認書類

本人確認書類は次のいずれかの書類の写しを添付すること。

(ア) 運転免許証

(イ) 個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)

(ウ) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(エ) 特別永住者証明書又は在留カード

(オ) 健康保険被保険者証

(カ) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(キ) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会

所在地 〒861-2202

熊本県上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内

電話 096-285-5818

(3) 受付期間

令和5年(2023年)4月3日(月)から令和5年(2023年)4月14日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、郵送による申請書は、令和5年(2023年)4月14日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、原則として、受検申請を受け付けた後に申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料は返還しない。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、技能検定を中止又は延期した場合には、本人の申出により受検手数料を返還する。

6 合格発表等

- (1) 合格発表
技能検定の合格者の受検番号を、次に掲げる合格発表日に熊本県庁ホームページに掲載する。
ア 令和5年(2023年)7月9日(日)に学科試験を実施する検定職種
合格発表日 令和5年(2023年)8月25日(金)
イ ア以外の日に学科試験を実施する職種
合格発表日 令和5年(2023年)9月29日(金)
 - (2) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が、合格発表日以降に書面にて通知する。
 - (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等
技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付される。
このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。
- 7 その他
技能検定について不明な点は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第135号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営矢部中部地区土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年(2023年)3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営矢部中部地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年(2023年)3月6日から令和5年(2023年)4月3日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第136号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉岡 秀	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字方近割349番ほか1筆

- 2 認可年月日
令和5年(2023年)2月22日

熊本県公告第137号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字小坂字塘下1512番1、同1512番7の一部、同1513番1及び同1514番1
3,865.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区新南部六丁目3番125号
ネットヨタ熊本株式会社

熊本県公告第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字平ノ窪2091番17
3,381.40平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区小山一丁目6番40号
野田不動産コンサルタント株式会社

熊本県公告第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字蕨野1606番1
988.55平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区帯山三丁目38番15号アメニティハイツ京塚101
株式会社グラント不動産

熊本県公告第140号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理審議会の委員の選挙期日を令和5年（2023年）5月14日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告する。
なお、この選挙について同令第20条及び同令42条の2の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供するので、同令第21条第2項において準用する同令第3条の規定により公告する。
令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧期間 令和5年（2023年）3月24日から令和5年（2023年）3月30日まで
- 2 縦覧場所 熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県南広域本部球磨地域振興局土木部まちづくり用地課、人吉市復興建設部市街地復興課
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

熊本県公告第141号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省都市局都市政策課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和5年（2023年）3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（3D都市モデル作成）	令和5年（2023年） 2月20日から 令和5年（2023年） 3月22日まで	熊本市

登載依頼

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

令和4年度（2022年度）第2回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
令和5年（2023年）3月3日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
令和5年(2023年)年3月15日(水)午後1時30分から(40分程度)
- 2 開催場所
鹿本総合庁舎3階 大会議室(山鹿市山鹿1026-3)
- 3 議題(予定)
協議事項
(1) 令和5年度(2023年度)鹿本地域病院群輪番制病院運営事業について
報告事項
(1) 第7次鹿本地域保健医療計画の進捗状況について(救急医療、災害医療)
(2) 令和4年度(2022年度)山鹿保健所管内における感染症及び食中毒の発生状況について
① 新型コロナウイルス感染症の状況について
② ①以外の感染症及び食中毒の状況について
(3) 令和4年度(2022年度)健康危機管理及び災害医療関係について
① 研修・訓練等の状況について
② 高病原性鳥インフルエンザの発生状況について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
山鹿市山鹿1026-3
鹿本地域保健医療推進協議会事務局(熊本県山鹿保健所総務福祉課内)
(電話0968-44-4121)

熊本県公安委員会規則第1号

熊本県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行規則を次のように定める。
令和5年3月3日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

熊本県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行規則

(委任)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号)の施行に関し、熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は、熊本県警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の廃止)
- 2 熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成18年熊本県公安委員会規則第6号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
(熊本県公安委員会事務専決規則の一部改正)
- 3 熊本県公安委員会事務専決規則(平成12年熊本県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
別表の11の4及び11の5の項を次のように改める。

11の4 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)	第70条	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求に関すること。
	第72条	個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求に関すること。
	第75条第1項及び第3項	個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。
	第77条第1項	開示請求書の受理に関すること。
	第77条第2項	開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類の受理又は確認に関すること。
	第77条第3項	開示請求書の補正の要求に関すること。
	第85条第1項	開示請求に係る事案の移送及びその通知に関すること。
	第85条第3項	開示請求に係る事案を移送した場合の協力に関

		すること。
	第86条第1項及び第2項	第三者に対する意見書提出の機会の付与に関するすること。
	第91条第1項	訂正請求書の受理に関するすること。
	第91条第2項	訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類の受理又は確認に関するすること。
	第91条第3項	訂正請求書の補正の要求に関するすること。
	第96条第1項	訂正請求に係る事案の移送及びその通知に関するすること。
	第97条	保有個人情報の提供先への訂正の実施をした旨の通知に関するすること。
	第99条第1項	利用停止請求書の受理に関するすること。
	第99条第2項	利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類の受理又は確認に関するすること。
	第99条第3項	利用停止請求書の補正の要求に関するすること。
11の5 熊本県個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号)	第3条第1項及び第3項	個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表に関するすること。
	第5条第2項	開示決定等の期限の延長及びその通知に関するすること。
	第6条	開示決定等の期限の特例に関するすること。

- (熊本県公安委員会行政文書管理規則の一部改正)
- 4 熊本県公安委員会行政文書管理規則(平成26年熊本県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。
- 第21条第1項第5号を次のように改める。
- (5) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条の規定による開示請求又は第90条の規定による訂正請求があったもの 同法第82条各項又は第93条各項の決定の日から起算して1年間
- (熊本県公安委員会審査請求手続規則の一部改正)
- 5 熊本県公安委員会審査請求手続規則(平成28年熊本県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
- 第28条中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第25条の9」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第106条第1項」に改める。
- (経過措置)
- 6 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている請求書その他の書類については、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行前に、改正前の熊本県公安委員会行政文書管理規則の規定によってした手続その他の行為は、改正後の熊本県公安委員会行政文書管理規則の規定によってした手続その他の行為とみなす。
- 8 この規則の施行前に、改正前の熊本県公安委員会審査請求手続規則の規定によってした審査請求は、改正後の熊本県公安委員会審査請求手続規則の規定によってした審査請求とみなす。

熊本県公安委員会規則第2号

警察法施行令(昭和29年政令第151号)第13条第2項の規定に基づき、熊本県公安委員会個人情報管理規則を次のように定める。
令和5年3月3日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

熊本県公安委員会個人情報管理規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本県公安委員会が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「保有個人情報」とは、法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

2 この規則において「行政文書」とは、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第

- 65号)第2条第2項に規定する行政文書をいう。
 (総括個人情報管理者)
- 第3条 熊本県公安委員会に、総括個人情報管理者1人を置き、総務課公安委員会事務室長をもって充てる。
- 2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。
 (1) 保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。
 (2) 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
 (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。
 (個人情報管理担当者)
- 第4条 総括個人情報管理者は、熊本県警察職員のうちから、個人情報管理担当者を指名する。
- 2 個人情報管理担当者は、総括個人情報管理者の命を受け、この規則による保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。
 (正確性の確保)
- 第5条 熊本県警察職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。
 (取扱いの制限)
- 第6条 総括個人情報管理者は、熊本県警察職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 総括個人情報管理者は、保有個人情報及びそれが記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定め熊本県警察職員に遵守させるものとする。
 (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
 (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
 (3) 取り扱うことができる場所
 (4) 保存すべき場所
 (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項
 (廃棄及び削除)
- 第7条 総括個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている行政文書を廃棄するときには、焼却その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。
- 2 総括個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。
 (漏えい等発生時の措置)
- 第8条 熊本県警察職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の完全の確保に係る事態(以下この条において「漏えい等」という。)が生じたときは、直ちにその旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。
- 2 総括個人情報管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を熊本県公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。
- 3 総括個人情報管理者は、第1項の規定により報告を受けた漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を熊本県公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、総括個人情報管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の規定による調査の結果及び講じた措置の内容を熊本県公安委員会に報告するものとする。
 (補則)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、総括個人情報管理者が定める。
- 附 則
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県警察本部告示第4号

熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を廃止する規程を次のように定める。
令和5年3月3日

熊本県警察本部長 山口 寛峰
熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を廃止する規程
熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成18年熊本県警察本部告示第2号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に旧規程の規定により提出されている請求書その他の書類については、なお従前の例による。

熊本県警察本部告示第5号

平成18年4月1日熊本県警察本部告示第3号（熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条第1項の個人情報を定めた熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成18年熊本県警察本部告示第2号）第11条第1項の規定による告示）は、令和5年4月1日限り、廃止する。
令和5年3月3日

熊本県警察本部長 山口 寛峰

熊本県私立学校審議会公告第2号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。
令和5年（2023年）3月3日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時
令和5年（2023年）3月7日（火）
午後2時30分から午後5時まで（予定）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
【諮問事項】
明光幼稚園の廃止認可について（公開）
聖愛幼稚園の廃止認可について（公開）
勇志国際高等学校の学則変更認可について（公開）
専修学校の廃止認可について（非公開）
各種学校の設置認可について（非公開）
【事前協議事項】
広域通信制高等学校の学則変更に係る事業計画について（公開）
専修学校の設置に係る事業計画について（非公開）
専修学校の分野設置に係る事業計画について（非公開）
専修学校の分野設置に係る事業計画について（非公開）
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班）
(096-333-2064)